

池田市障がい者共同生活援助事業費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第5条第17項に定める指定共同生活援助事業所に対して、共同生活援助に係る経費の一部を予算の範囲内において補助することにより、共同生活援助の経営の安定化及びその参入促進を図ることを目的とする。

(補助対象事業所)

第2条 補助の対象となる事業所は、法第5条第17項に定める共同生活援助を実施する事業所であって、法第29条第1項の規定により指定権者が指定障害福祉サービス事業者の指定を受けたものとする。

(補助の対象事業)

第3条 補助の対象となる事業は、次の各号に規定する日において共同生活援助を行う事業（以下「補助事業」という。）とする。

- (1) 日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日。ただし、共同生活援助利用者（以下「利用者」という。）が利用する共同生活援助と併せて支給決定された日中活動サービスが実施される日又は就労している利用者の出勤日を除く。
- (2) 利用者に対して日中に支援を行った場合であって、当該支援を行った日が1月につき2日を超える場合に、当該2日間。

2 補助基準額、補助対象日数、補助対象経費及び補助交付額の算定方法は、別表のとおりとする。

(交付の申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする事業者（以下「補助事業者」という。）は、市長が別に定める日までに補助金交付申請書（様式第1号）に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(交付の決定)

第5条 市長は、前条の補助金の交付の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、速やかに補助金の交付を決定し、補助金交付決定通知書

(様式第2号)により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による補助金の交付を決定する場合において、補助金の交付の目的を達成するため必要があるときは、条件を付することができる。

(実績報告)

第6条 補助事業者は補助事業が完了したときは、補助金実績報告書(様式第3号)に必要な書類を添えて、補助事業が完了の日から起算して30日を経過した日までに、市長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第7条 市長は前条の規定による補助金実績報告書が提出されたときは、その内容を審査し、交付すべき補助金の額を確定し、交付するものとする。

2 補助事業者は前項により確定された補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付請求書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

(帳簿等の整備)

第8条 補助事業者は補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を常に整備しておかなければならない。

2 前項の種類、帳簿等は事業完了後、5年間保管しなければならない。

(検査等)

第9条 市長は、補助事業者に対して、補助事業に係る予算の執行の適正を期するため、補助事業者に報告を求め、又は検査することができる。

(細則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、補助事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から実施する。

別表（第3条関係）

区分	障がい支援区分4から区分6まで	障がい支援区分3以下
補助基準額	<p>イ 日中支援加算（Ⅰ）</p> <p>（1）利用者（市長が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第19条第1項により支給決定した者）が1人の場合 1人1日につき5,907円</p> <p>（2）利用者（市長が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第19条第1項により支給決定した者）が2人以上の場合 1人1日につき2,959円</p> <p>ただし、障がい福祉サービス報酬の共同生活援助サービスの提供実績がある場合に限る。</p> <p>ロ 日中支援加算（Ⅱ）</p> <p>（1）利用者（市長が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第19条第1項により支給決定した者）が1人の場合 1人1日につき5,907円</p> <p>（2）利用者（市長が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第19条第1項により支給決定した者）が2人以上の場合 1人1日につき2,959円</p> <p>ただし、障がい福祉サービス報酬の共同生活援助サービスの提供実績がある場合に限る。</p>	<p>イ 日中支援加算（Ⅰ）</p> <p>（1）利用者（市長が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第19条第1項により支給決定した者）が1人の場合 1人1日につき5,907円</p> <p>（2）利用者（市長が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第19条第1項により支給決定した者）が2人以上の場合 1人1日につき2,959円</p> <p>ただし、障がい福祉サービス報酬の共同生活援助サービスの提供実績がある場合に限る。</p> <p>ロ 日中支援加算（Ⅱ）</p> <p>（1）利用者（市長が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第19条第1項により支給決定した者）が1人の場合 1人1日につき2,959円</p> <p>（2）利用者（市長が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第19条第1項により支給決定した者）が2人以上の場合 1人1日につき1,479円</p> <p>ただし、障がい福祉サービス報酬の共同生活援助サービスの提供実績がある場合に限る。</p>
補助対象日数	障がい福祉サービス報酬の共同生活援助サービスの提供実績がある対象休日等の日数	
補助対象経費	共同生活援助に要する経費 （給料、諸手当、報酬、社会保険料事業主負担金、賃金、委託費、旅費、需用費、役務費等）	
補助交付額	運営主体の本事業に係る総事業費から寄付金その他の収入の控除した額と補助基準額を比較して、少ない額とする。	